

6 地域雇用開発助成金

雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備や創業を行うことに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れた場合に助成するものであり、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

本助成金は次の2つのコースに分けられます。

I 同意雇用開発促進地域（※1）、過疎等雇用改善地域（※2）または特定有人国境離島等地域（※3）において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇い入れを行った場合に助成する「地域雇用開発コース」

II 沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇い入れを行った場合に助成する「沖縄若年者雇用促進コース」

※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」（昭和62年法律第23号）第7条に規定する地域

※2 若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条第2項第1号イ(2)に基づき厚生労働大臣が指定するそれぞれの地域に該当する市町村については、厚生労働省ホームページを参照（サイト内検索窓に「地域雇用の開発のために」と入力して検索）、または、労働局にお問い合わせください。

※3 雇保則第112条第2項第1号イ(3)に規定する特定有人国境離島地域等（奄美群島振興開発特別措置法第1条（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島または有人国境離島地域の保全および特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域）をいう。

I 地域雇用開発コース

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成するものであり、地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

対象となる措置（1回目の支給）

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が最大3回にわたって受給することができます。その1回目については、次の1によって事業の計画書を提出した上で、2によって施設設置等を行い、あわせて3の対象労働者を4の条件によって雇い入れ、その結果5を満たす場合に受給することができます。

また、中小企業事業主に該当する場合は、助成の基準と額が優遇されます。

1 計画書の提出

次の(1)と(2)を満たす計画書を作成し、管轄の労働局に提出すること（※4）。なお以下、計画書の労働局への提出日を「計画日」といいます。またその計画の完了時には完了届を労働局に提出する必要がありますが、その提出日を「完了日」といいます。

※4 創業の場合は企業設立前に発起人その他事業主に相当する者が提出することができます。ただし「完了日」の前日までに雇用保険の適用事業所の設置をする必要があります。

(1) 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域内（※5）において、事業所（施設・設備）の設置・整備を行い、それに伴って対象労働者の雇い入れを行うことに関する計画であること

※5 設置・整備をしようとする事業所の所在地が、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域のうち複数にあたる場合は、計画書の提出時に当該地域のいずれかの地域を選択する必要があります。

(2) 地域の雇用構造の改善に資すると認められる計画であること

注意 次のいずれにも該当する場合は「創業」として取り扱われ、助成の基準と額が優遇されます。

- (1) 新たに法人の設立または個人事業の開業を行う中小企業事業主であること
- (2) 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと
- (3) 創業当初から当該法人または個人事業の業務に専ら従事すること
- (4) 創業日の前日から起算して2か月前の日から、創業日(※6)から2か月を経過する日までの間に計画書を提出する事業主であること

※6 法人の場合 : 法人登記の日

個人事業の場合: 税務署に提出した開業届の開業日、または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早い日

- (5) 親会社、子会社または関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと
- (6) 過去3年以内に法人の代表者または個人事業主であった者でないこと
- (7) 取締役会等の構成員の過半数が他の事業主の取締役会等の構成員や構成員であった者でないこと

2 施設設置等

次の(1)～(3)のすべてを満たす事業所(施設・設備)の設置・整備を行うこと。なお以下、これによって設置・整備された事業所を「設置・整備事業所」といいます。

- (1) その施設・設備が、雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) その設置・整備が、計画日から完了日までの間(最長18か月間)に行われるものであること(※7)

※7 この期間内に、引渡日または賃貸借期間の初日があり、かつ実際にその費用が支払われることが必要です。

- (3) その設置・整備に要する費用が1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

注意 次の(1)～(11)の施設・設備の設置・整備費用は支給対象となりません。これ以外にも支給対象とならないものがありますので、支給対象範囲の詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください。

- (1) 事業所非該当施設の設置、非該当施設への設備の設置
- (2) 国の補助金等の交付対象となっている施設・設備(必要な書類の提出がない場合)
- (3) 事業主の自宅を含む事業所や店舗などの施設全体
- (4) 賃貸借契約により賃料を得る施設・設備
- (5) 土地購入・賃借費、光熱水料(発電施設等を含む)、無形固定資産(※8)、原材料、消費財等

※8 特許権、借地権(地上権を含む)、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権(入漁権を含む)、ソフトウェア、のれん、電話加入権 など

- (6) 従業員のための福利厚生施設

- (7) 不動産登記の手数料、消費税を除く各種税金、各種保険料、仲介手数料、振込手数料、保証金、フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費 等
- (8) 敷金、礼金、建設協力金
- (9) 駐車場の設置・整備（事業の用に供する車を設置・整備した場合で、その車を駐車するためのものを除く）
- (10) 公の施設・設備（地方自治法第244条第1項に規定するもの）
- (11) 事業主と密接な関係にあると認められる相手（※9）との取引による設置・整備

※9 具体的には次の者をいいます。

① 法人の場合

当該法人の代表者、当該法人の代表者が代表者の法人、当該法人の代表者の配偶者、当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人、当該法人の代表者の3親等以内の親族、当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人、当該法人の取締役等、当該法人の取締役等が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該法人の親会社・子会社および関連会社

② 個人事業主の場合

当該個人事業主、当該個人事業主が代表者の法人、当該個人事業主の配偶者、当該個人事業主の配偶者が代表者の法人、当該個人事業主の3親等以内の親族、当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該個人事業主の関連事業主

3 対象労働者

本コースにおける「対象労働者」は、雇入れ（移転求職者の場合は完了日）時点で次の表に掲げる「地域に居住する求職者等」であること

設置・整備事業所の所在地（※5）	「地域に居住する求職者等」の範囲	
同意雇用開発促進地域（※1）	地域求職者	設置・整備事業所の所在する同意雇用開発促進地域、または当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ時点で居住する求職者
過疎等雇用改善地域（※2）	過疎等雇用改善地域求職者	設置・整備事業所の所在する過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に雇入れ時点で居住する求職者
	過疎等雇用改善地域移転求職者	設置・整備事業所に就職するため当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管外から、完了日までに当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に住所を移転する求職者
	過疎等雇用改善地域転任者	設置・整備事業所において行われる事業に従事するため、当該事業所を有する企業または関連会社から、配置転換等により計画日から完了日までの間に当該事業所に転任してきた者で、転任の日まで当該企業（本社など）において6か月以上継続して雇用されている者

特定有人国境離島等 地域 (※3)	特定有人国境離島等 地域求職者	設置・整備事業所の所在する特定有人国境離島等 地域の管轄ハローワーク管内に雇入れ時点で居住 する求職者
	特定有人国境離島等 地域移転求 職者	設置・整備事業所に就職するため特定有人国境離 島等地域の管轄ハローワーク管外から、完了日ま でに当該特定有人国境離島等地域の管轄ハローワ ーク管内に住所を移転する求職者
	特定有人国境離 島等地域転任者	設置・整備事業所において行われる事業に従事す るため、当該事業所を有する企業または関連会社 から、配置転換等により計画日から完了日までの 間に当該事業所に転任してきた者で、転任の日ま で当該企業（本社など）において6か月以上継続 して雇用されている者

4 雇入れの条件

2の施設整備等に伴い、設置・設備事業所において、対象労働者を次の(1)～(3)のすべての条件を満たして雇い入れること。

(1) ハローワーク等または職業紹介事業者(※10)の紹介により雇い入れること

※10 具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所(ハローワーク)
- ② 地方運輸局(船員として雇い入れる場合)
- ③ 適正な運用を期すことのできる特定地方公共団体若しくは有料・無料職業紹介事業者

厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者(船員として雇い入れる場合)のうち、本コースに係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者

(2) 計画日から完了日までの間に3人以上(創業の場合は2人以上)雇い入れること

(3) 常時雇用する雇用保険一般被保険者等として雇い入れ、本コースの支給終了後も引き続き雇用することが見込まれること(※11)

※11 雇用期間の定めのある者(反復更新が予定されている者を除く)は対象となりません。

注意

次の(1)～(10)のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- (1) 対象労働者と当該対象労働者を雇い入れる事業主(以下「雇入れ事業主」という)との間で、ハローワーク等または民間の職業紹介事業者による紹介を受ける前から雇用の内定(予約)があった場合
- (2) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト等により、雇入れ事業主の事業所で就労したことがある場合
- (3) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受けたことがある場合
- (4) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主と資本・資金・人事・

取引等の面で密接な関係にある事業主に雇用されていたことがある場合

(5) 対象労働者が、ハローワーク等または民間の職業紹介事業者による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

(6) 対象労働者に対して支払われるべき支給要件判定期間（※12）の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていない場合

※12 第1回目の支給は計画日から完了日、第2回目の支給は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回目の支給は完了日の1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間

(7) 対象労働者が、雇入れ事業主（法人の代表者または個人事業主）との3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）である場合

(8) 対象労働者が、対象労働者全体の数の1/3を超えて雇い入れられる新規学校卒業者（※13）である場合

※13 新規中卒または高卒者は卒業後3ヶ月まで、新規大学（大学院・短大・高等専門学校・専修学校等を含む）卒業者は卒業月の月末までに職業紹介を経ている者（「定時制の課程」または「通信制の課程」に在学する者またはこれらの課程を卒業した者を除く。）

(9) 対象労働者が、公の施設の管理を行うために雇い入れられる者である場合

5 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者等）数の増加

設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者等の数が、計画日の前日における数から3人（創業の場合は2人）以上増加していること

対象となる措置（2回目・3回目の支給）

本コースの1回目を受給した事業主が、2回目および3回目を受給するためには、次の1～3の要件をすべて満たすことが必要です。

1 雇用保険一般被保険者等の数の維持

設置・整備事業所における雇用保険一般被保険者等について、第2回目の支給基準日（完了日の1年後の日）および第3回目の支給基準日（完了日の2年後の日）における数が、完了日における数を下回っていないこと

2 解雇等の未実施

支給要件判定期間（※12）に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険一般被保険者等を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがないこと

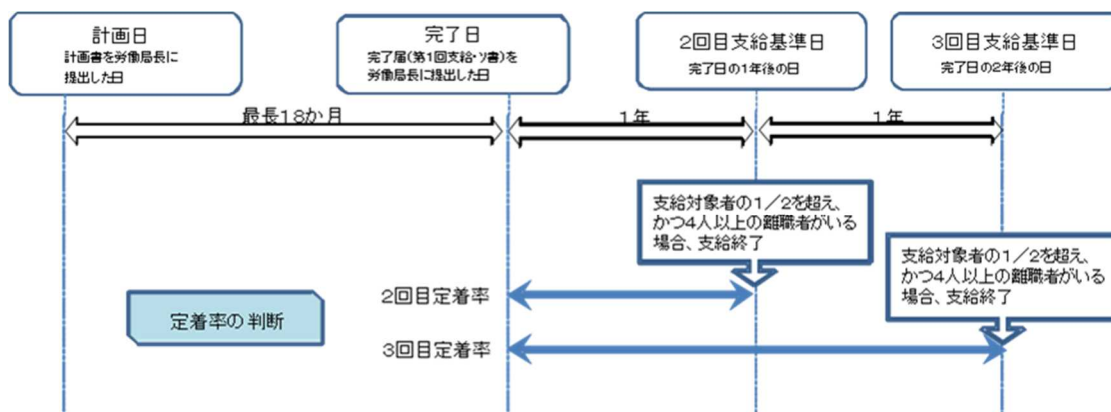
3 支給対象者数の維持

各要件を満たして設置・整備事業所に雇い入れられた対象労働者（以下「支給対象者」という）について、第2回目および第3回目の支給基準日における数が、完了日における数を下回っていないこと

4 支給対象者の職場定着

完了日以降に事業主都合以外の理由による離職者が発生した場合、一定の範囲で補充が認められますが、第2回目および第3回目の支給基準日までの離職者の数が、完了日時点の支給対象者の1/2以下、または3人以下であること（※14）。

※14 完了日時点の支給対象者の1/2を超え、かつ4人以上の離職者が発生した場合は、2回目、3回目は支給されません。



対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 支給対象者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、および施設・設備の設置・整備の状況とそれに要した費用を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 労働局等による設置・整備事業所への立入検査等の実地調査に応じること

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- (1) 支給要件判定期間（※12）に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険一般被保険者等を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
- (2) 支給要件判定期間（※12）に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険一般被保険者等を、特定受給資格者となる離職理由（※15）により、当該雇入れ日における雇用保険一般被保険者等の数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※15 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。

- (3) 計画書提出時に既に別途本コースの支給を受けるための計画書を提出している場合
- (4) 本コースの支給にかかる事業所において、雇用調整助成金の支給を受けている場合
- (5) 設置・整備をする事業所において法令違反のある場合
 - ① 各支給申請日の1年前の日から支給申請日の前日までに、労働関係法令違反がある場合
 - ② 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受け是正措置を講じていない場合
- (6) その他、地域の雇用構造の改善に資すると認められないと労働局長が判断した場合

支給額

1 支給基準日

本コースは、①完了日、②第2回の支給基準日（完了日の1年後の日）、③第3回の支給基準日（完了日の2年後の日）の3回の支給基準日を基準に、最大3回にわたって支給されます。

2 支給額

- (1) 本コースは、事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数（※16）に応じて、下表の額が支

給されます。下表の額は左側が基本額、右側が本パンフレット9～13ページの「各雇用関係助成金に共通の要件等」のうち「E 生産性要件について」に定める生産性要件を満たした事業主に対して支給する額です。

創業する事業主の1回目の支給については、生産性要件を設定せず、下表括弧内の金額を支給します。

※16 計画日の前日と比較した完了日時時点の雇用保険一般被保険者等の増加数が、計画日から完了日の間に雇い入れられた支給対象者の数よりも少ない場合(支給対象者以外の労働者が減少している場合)は、計画日の前日と比較した完了日時時点の雇用保険一般被保険者等の増加数を支給対象者の増加数とします。

(2) 中小企業事業主と認められる場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乗せされます。

また、創業と認められる場合は、さらに支給額の1/2相当額が上乗せされます。

設置・整備 費用	支給対象者の増加数(括弧内は創業の場合)			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、次の1～3の順に受給手続をしてください。

1 計画書の提出

事業所(施設・設備)の設置・整備およびそれに伴う雇入れを行う前に、「計画書」に必要な書類を添えて(※17)管轄の労働局(※18)へ提出してください。

(添付書類の例) 事業所状況等申立書、事業所の概要がわかるもの(パンフレット、組織図)

(創業の追加助成希望の場合) 申請事業主の職歴書

(国の補助金等の交付を受けている施設・設備の設置・整備の場合) 当該交付決定通知書(写)、当該交付対象となる施設・設備がわかるもの

2 完了届の提出(第1回目の支給申請)

計画日(計画書を管轄労働局に提出した日)以降に、計画書に基づく事業所(施設・設備)の設置・整備とそれに伴う雇入れを行い、計画日から起算して20か月以内に、当該計画が完了した旨の「完了届」を管轄の労働局(※18)へ提出してください。

「完了届」には、事業所(施設・設備)の設置・整備やそれに伴う雇入れの状況等に関する各種書類を添付していただき(※17)、これが第1回目の支給申請となります。

※17 計画書等の用紙やその他の添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※18 計画書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

(添付書類の例)

事業所設置の証明	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)、事業所状況等申立書(地様式第13号)
対象労働者の証明	対象労働者申告書(地様式第14号)、雇用状況等申立書(地様式第15号)、住民票(写)等、雇用契約書または雇入れ通知書(写)、賃金台帳(写)、出勤簿(写)、職業紹介証明書
設置・設備費用の証明	設置・整備費用申告書(地様式第17号)、見積書(写)、請求書(写)、領収書(写)、金融機関の振込明細書(写)、総勘定元帳および預金通帳または現金出納簿(該当部分の写)、現物の写真、その他工事・購入・賃借等の別による以下の書類
不動産の工事・購入の場合	請負契約書(写)、登記事項証明書(写)、工事の内訳がわかるもの(写)、図面、取引先の押印のある引渡書 等
不動産の賃借の場合	賃貸借契約書(写)
動産の購入の場合	売買契約書(契約書がない場合は取引先の押印のある納品書)(写)、カタログなど価格が証明できるもの
動産の賃借の場合	賃貸借契約書(写)、カタログなど価格が証明できるもの
中小企業事業主の証明 (中小企業事業主の場合は提出)	以下の書類
企業の資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合	登記簿謄本(登記事項証明書)(写)、資本の額または出資の総額を記載した書類等
企業全体の常時雇用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合	事業所状況等申立書(地様式第13号)
創業の証明(創業の場合は提出)	事業主の職歴書(地様式第3号別紙1)、その他以下の書類
法人の場合	登記簿謄本(登記事項証明書)または定款など法人の設立に必要な書類(写)
個人事業主の場合	開業届(写)
生産性要件の証明	算定シート、証拠書類(財務諸表、損益計算書、総勘定元帳等)

3 第2回・第3回の支給申請

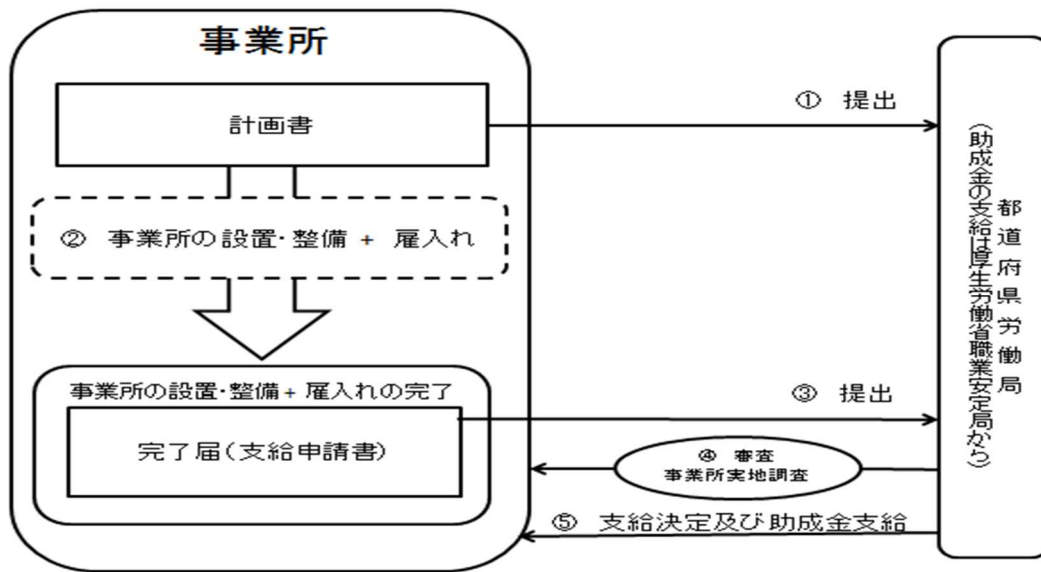
第2回目の支給申請については、完了届を管轄労働局長に提出した日(「完了日」)の1年後の日の翌日から起算して2か月以内(第3回目は完了日の2年後の日の翌日から起算して2か月以内)に、支給申請書に必要な書類を添えて(※17)、管轄の労働局(※18)へ支給申請してください。

(添付書類の例)

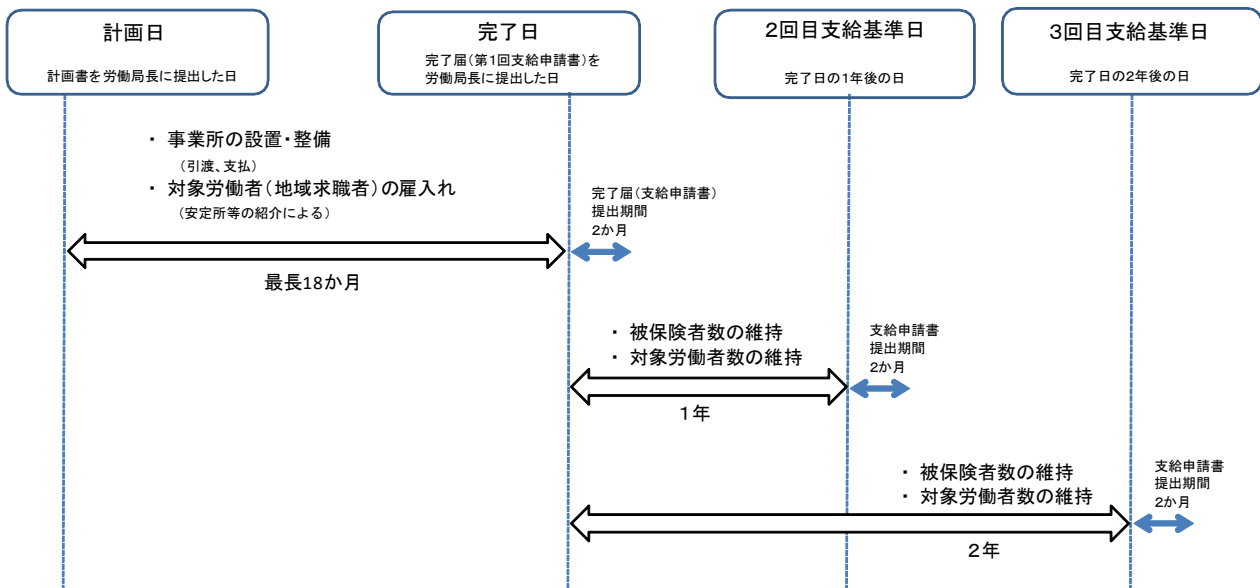
事業所の証明	支給要件確認申立書、事業所状況等申立書、前回の対象労働者認定通知書
対象労働者の就業証明(補充者分を含む)	賃金台帳(写)、出勤簿(写) など
補充者の雇入れの証明(補充者分のみ)	対象労働者申告書、雇用状況等申立書、住民票(写)など住所が確認できるもの、雇用契約書または雇入れ通知書(写)、職業紹介証明書 など
生産性要件の証明	算定シート、証拠書類(財務諸表、損益計算書、総勘定元帳等)

(参考) 受給手続きの流れ

① 1回目までの支給の流れの例



② 1回目から3回目までの支給申請の流れ



特例措置

1 同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発を行う事業主に対する特例

次の(1)～(3)の要件のすべてに該当する場合は、毎回の支給額を下表の額(※19)とする特例があります。

- (1) 同意雇用開発促進地域内における雇用機会の増大に関する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けること
- (2) 当該大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間(最大2年間)内に、50億円以上の設置費用をかけて、新たに事業所を設置すること
- (3) (2)に伴い、当該地域に居住する求職者等を雇用保険一般被保険者等として100人以上雇い入れ

ること

※19 本パンフレット9～13ページの「各雇用関係助成金に共通の要件等」のうち「E 生産性要件について」に定める生産性要件を満たした事業主に対しては右側の額を、満たさない事業主に対しては左側の額を支給する。

設置・整備費用	支給対象者の数	支給額
50億円以上	100人以上	0.95億円／1.2億円
50億円以上	200人以上	1.9億円／2.4億円

2 地域活性化雇用創造プロジェクト（※20）参加事業主に対する特例

厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において、実施主体となる都道府県の承認を受けた事業主が対象労働者（※21）を正社員（（無期雇用かつフルタイム）であって通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と同一の賃金制度を適用するものに限る）として雇い入れる場合、前述の支給額に加え、第1回目の支給時に対象労働者1人あたり50万円が上乘せ支給されます。

※20 地域活性化雇用創造プロジェクトとは、都道府県が提案する事業から国がコンテスト方式により正社員雇用の創造効果が高いプランを選定。選定された都道府県は、地域の関係者で構成する協議会を設置した上で雇用対策事業を実施する制度です。

※21 対象労働者は、実施主体となる都道府県に居住する求職者となります。

3 熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主に対する特例

次の（1）および（2）の要件に該当する場合は、対象となる設置・整備費用の範囲拡大を内容とする特例があります。

- （1）熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
- （2）平成32年3月31日までの間に計画書を熊本労働局長に提出すること

<範囲が拡大される設置・整備費用>

- ・ 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費

<支給額>

設置・整備費用	支給対象者の増加数（括弧内は創業の場合のみ適用）			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

利用にあたっての注意点

- 1 本コースの支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 本コースは、事業主の開業支援を目的としたものではありません。そのため、支給対象者の定着率が悪い場合等、労働者の雇用環境の改善に役立つと認められない場合は、支給対象とならない、または支給を打ち切ることがあります。
- 3 以上に示した要件のほかにも満たさなければならない支給要件があります。雇い入れた労働者や設置・整備費用のすべてが認められるわけではありませんので、当初の資金計画においてはご注意ください。
- 4 そのほか本コースの受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。
- 5 本コースの要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

II 沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を雇い入れた事業主に対して助成するものであり、沖縄県内の若年者の雇用の促進を目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1によって事業の計画書を提出した上で、2による施設設置等と3による「対象若年労働者」の雇入れを行い、その結果5を満たした場合に受給することができます。

中小企業事業主の場合は、1～3の措置に加えて、4による「対象新規学卒者の雇入れ」を行うことができます。

1 計画書の提出

次の(1)と(2)を満たす計画書を作成し、沖縄労働局に提出（以下、計画書の労働局への提出日を「計画日」という）すること。また、その計画の完了時には完了届を沖縄労働局に提出（以下、完了届の労働局への提出日を「完了日」という）する必要があります。

- (1) 沖縄県内において、事業所（施設・設備）の設置・整備を行い、それに伴って「対象若年労働者」の雇入れを行うことに関する計画であること
- (2) 沖縄県における雇用開発または雇用失業情勢の改善に資すると認められる計画であること

2 施設設置等

次の(1)～(3)のすべてを満たす事業所（施設・設備）の設置・整備を行うこと。（以下、設置・整備された事業所を「設置・整備事業所」という。）

- (1) その施設・設備が、雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること（※1）

※1 福利厚生施設が一体的に設置整備される場合は、その費用が全体の1/3以下であれば対象となります。

- (2) その設置・整備が計画日から完了日までの間（最長24か月間）に行われるものであること（※2）

※2 この期間内に引渡日または賃貸借期間の初日があり、かつ実際にその費用が支払われることが必要です。

- (3) その設置・整備に要する費用が、契約1件あたり20万円以上で、合計300万円以上であること

注意 次のいずれかに該当する施設・設備の設置・整備は支給対象となりません。これ以外にも支給対象とならないものがありますので、支給対象範囲の詳細は沖縄労働局またはハローワークへお尋ねください。

- (1) 事業所非該当施設の設置、非該当施設への設備の設置 等
 - (2) 国の補助金等の交付対象となっている施設・設備
 - (3) 事業主の自宅を含む事業所や店舗 等
 - (4) 賃貸用の施設・設備、場所等利益を得る商品となるもの
 - (5) 土地購入費、光熱水料（発電施設等を含む）、無形固定資産（※3）、原材料、消費財 等
- ※3 特許権、借地権（地上権を含む）、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権（入漁権を含む）、ソフトウェア、のれん、電話加入権 など
- (6) 従業員のための福利厚生施設
 - (7) 不動産登記の手数料、消費税を除く各種税金、各種保険料、仲介手数料、振込手数料、保証金フランチャイズ等の加盟料 等
 - (8) 敷金、礼金、建設協力金

(9) 駐車場の設置・整備・賃借（事業の用に供する車を設置・整備した場合で、その車を駐車するためのものを除く）

(10) 公の施設に対する設置・整備

(11) 事業主と密接な関係にあると認められる相手（※4）との取引による設置・整備

※4 具体的には次の者をいいます。

① 法人の場合

当該法人の代表者、当該法人の代表者が代表者の法人、当該法人の代表者の配偶者、当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人、当該法人の代表者の3親等以内の親族、当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人、当該法人の取締役、当該法人の取締役が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該法人の親会社・子会社および関連会社

② 個人事業主の場合

当該個人事業主、当該個人事業主が代表者の法人、当該個人事業主の配偶者、当該個人事業主の配偶者が代表者の法人、当該個人事業主の3親等以内の親族、当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人、計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主、当該個人事業主の関連事業主

3 対象若年労働者の雇入れ

次の(1)の対象若年労働者を(2)の条件で雇い入れること

(1) 対象若年労働者

本コースにおける「対象若年労働者」は、次の①～②のすべてに該当する求職者です。

- ① 沖縄県内に居住する者であること
- ② 雇入れの時点で満35歳未満である者（新規学卒者でないもの）

(2) 雇入れの条件

2の施設設置等に伴い、設置・整備事業所において、対象若年労働者を次の①～③のすべての条件により雇い入れること

- ① 計画日から完了日までの間に3人以上雇い入れること
- ② 雇用保険一般被保険者等（短期雇用特例被保険者および日雇労働者被保険者を除く）として雇入れ、本コースの支給終了後も引き続き雇用することが見込まれること
- ③ 計画日までに定着指導責任者を任命し、雇入れた者に対する職場定着を図ること（※5）

※5 完了届に、対象若年労働者に対する定着指導措置内容を記載し、支給申請時に沖縄労働局長あて報告する必要があります。

注意 次の①～⑧のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ① 対象若年労働者が、就職により沖縄県内に居住することとなる県外からの就職者である場合
- ② 対象若年労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、雇入れ事業主の事業所で就労したことがある場合
- ③ 対象若年労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合
- ④ 対象若年労働者が、その雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある事業主に雇用されていたことがある場合

- ⑤ 対象若年労働者が、縁故採用の者である場合
- ⑥ 対象若年労働者が、当初の条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象若年労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ⑦ 対象若年労働者に対して支払われるべき支給対象期中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていない場合
- ⑧ 対象若年労働者が、公の施設の管理を行うために雇い入れられる者である場合

4 対象新規学卒者の雇入れ

次の（１）の対象新規学卒者を（２）の条件で雇い入れること

（１）対象新規学卒者

本コースにおける「対象新規学卒者」は、次の①と②に該当する求職者です。

- ① 沖縄県内に居住する者であること
- ② 新規学卒者であること

（２）雇入れの条件

設置・整備事業所において、対象新規学卒者を次の①～④のすべての条件により雇い入れること

- ① 中小企業事業主（※６）が雇い入れる場合
 - ※６ 中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照。
- ② 上記３によって雇い入れた３人以上の対象若年労働者のほかに雇い入れること
- ③ 計画日から完了日までの間に雇い入れること
- ④ 雇用保険一般被保険者等として雇い入れ、本コースの支給終了後も引き続き雇用することが見込まれること

5 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者等）数の増加

設置・整備事業所の完了日における雇用保険一般被保険者等の数が、計画日の前日における数を上回る
こと

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象若年労働者および対象新規学卒者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、および施設・設備の設置・整備の状況とそれに要した費用を明らかにする書類等を整備・保管し、沖縄労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 沖縄労働局等による設置・整備事業所への立入検査等の実地調査に応じること

注意 次の1～10のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する雇用保険一般被保険者等を事業主の都合で離職させている場合
- 2 完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険一般被保険者等を、特定受給資格者となる離職理由（※7）により、当該雇入れ日における雇用保険一般被保険者等の数の6%を超えて、かつ4人以上離職させている場合

※7 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1 Aまたは3 Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。

- 3 計画書提出時に既に別途本コースの支給を受けるための計画書を提出している場合
- 4 本コースの申請事業所において、雇用調整助成金の支給を受けている場合
- 5 支給対象者の職場定着が図られていない場合
- 6 設置・整備事業所において法令違反のある場合
 - (1) 支給対象期間中に労働関係法令違反がある場合
 - (2) 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受けた後、支給申請日までにその是正がなされていない場合
 - (3) その他各種法令に違反している場合
- 7 有期事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予想される事業を行う場合
- 8 沖縄県の労働市場の実情から判断して求人充足が困難、もしくは就職後の定着が見込まれない事業を行う場合
- 9 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号（マージャン、パチンコ店等）または第8号（ゲームセンター等）に規定する営業を行う場合（※8）

※8 このほか、性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業については、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のBの4により支給対象外としています。
- 10 その他、沖縄県における沖縄若年者の雇用構造の改善に資すると認められない場合

支給額

1 助成対象期間と支給対象期

- (1) 本コースは、完了日後の賃金締切日の翌日から起算して、1年間（助成対象期間）を対象として助成が行われます。
- (2) 本コースは、この助成対象期間を6か月単位で区分した「支給対象期」（第1期～第2期）ごとに、最大2回にわたって支給されます。
- (3) ただし、次の①～③のいずれにも該当する場合は、支給対象者の定着状況が特に優良であると認められるものとして、支給対象者のうち対象若年労働者分に限り（※9）、助成対象期間を2年間（支給対象期を第1期～第4期）とし、最大4回にわたって支給されます。

※9 支給対象者のうち対象新規学卒者分については、助成対象期間1年間（支給対象期を第1期～第2期）に限ります。

- ① 設置・整備事業所の常用労働者の数が、第1期の支給申請期間の初日現在と比較して、その日から1年後の日現在において減少していないこと
- ② 設置・整備事業所の支給対象者の数が、第1期の支給申請期間の初日現在と比較して、その日から1年後の日現在における減少の割合が20%未満または支給対象者の自己都合による離職者が1名以内であること。
- ③ 支給対象者のうち以下のア～ウの要件をすべて満たすものの占める割合が2/3以上であるもの。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している対象労働者であること
 - イ 1週間あたりの所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一である対象労働者であること。
 - ウ 労働協約または就業規則その他これに準じるものに、通常の労働者と同様の定期的な昇給、賃金の引上率等が適用されている対象労働者であること。

2 支給額

(1) 本コースは、支給対象者1人あたり、雇入れ事業主が支給対象期中に当該支給対象者に支払った賃金に相当する額に下表の割合を乗じた額が支給されます。

<1年目の助成率>

支給対象者の種別	中小企業(※6)	中小企業以外
対象若年労働者	1/3	1/4
対象新規学卒者	1/3	-

<2年目の助成率>

支給対象者の種別	中小企業(※6)	中小企業以外
対象若年労働者	1/2	1/3
対象新規学卒者	-	-

(2) ただし、支給対象者1人あたり、各支給対象期60万円、年間120万円を上限とします。

支給手続

本コースを受給しようとする事業主は、次の1～3の順に受給手続きをして下さい。

1 計画書の提出

事業所(施設・設備)の設置・整備およびそれに伴う雇入れを行う前に、「計画書」に必要な書類を添えて(※10)、沖縄労働局(※11)へ提出してください。

2 完了届の提出

計画日(計画書を沖縄労働局に提出した日)以降に、計画書に基づく事業所(施設・設備)の設置・整備とそれに伴う雇入れを行い、計画日から起算して24か月以内に、当該計画が完了した旨の「完了届」(※10)を沖縄労働局(※11)へ提出してください。

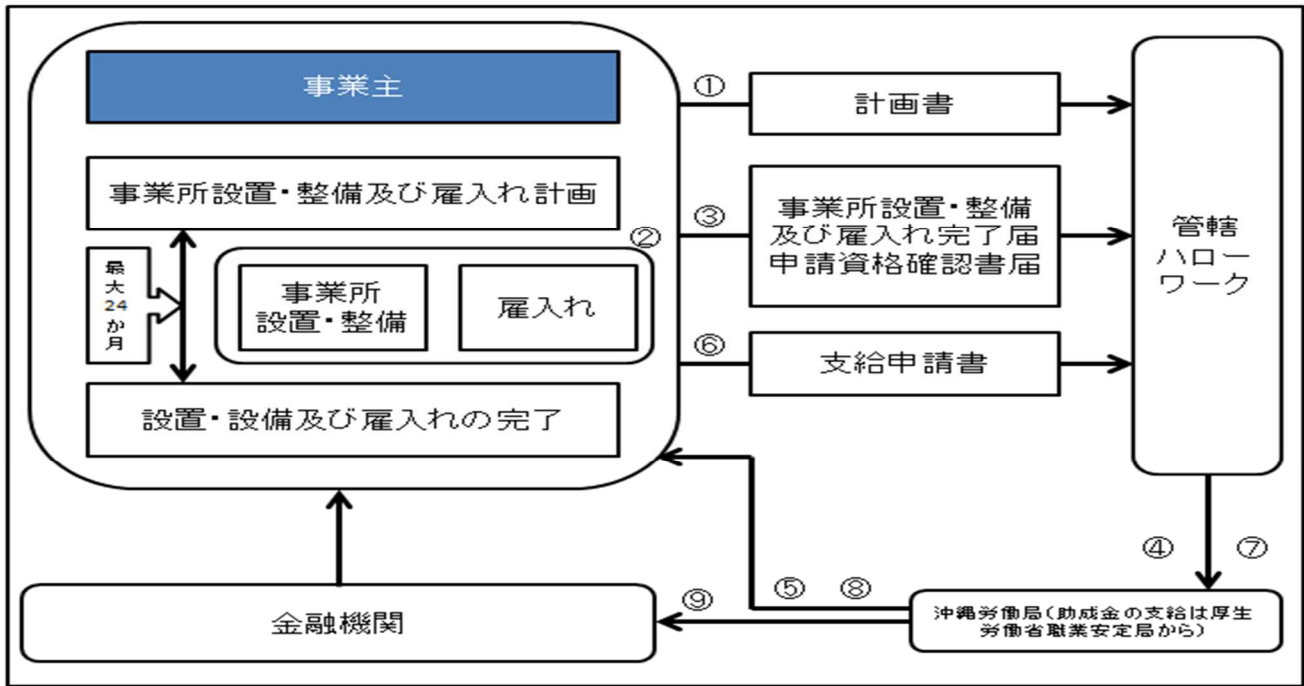
3 支給申請

支給対象期(完了日後の賃金締切日の翌日から起算して6か月単位)ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内(以下「支給申請期間」という)に、「地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)支給申請書」に必要な書類を添えて(※10)、沖縄労働局(※11)へ支給申請してください。

※10 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、沖縄労働局へお問い合わせください。

※11 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

(参考) 受給手続きの流れ



- ① 「事業所設置・整備および雇入れ計画書」の提出
- ② 事業所の設置・整備および雇入れ
- ③ 「事業所設置・整備および雇入れ完了届申請資格確認書届」の提出
- ④ 支払要件の確認通知
- ⑤ 資格確認通知
- ⑥ 支給申請書の提出
- ⑦ 支払要件の確認通知
- ⑧ 支給決定通知
- ⑨ 助成金の支給

利用にあたっての注意点

- 1 本コースの支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 本コースは、個々の対象労働者の雇入れについて助成するものであり、事業所（施設・設備）の設置・整備については、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」によって同時に助成を受けることが可能です。
ただし、計画書はそれぞれ提出することが必要であり、また「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」については計画日から完了日までの最大期間が18か月となっていることに留意が必要です。
- 3 そのほか本コースの受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 4 本コースの要件や手続き等の詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。